

【神戸市】

技術的基準の根拠規定	建物にとりつける広告物				電柱街灯柱にとりつける広告物	
	壁面にとりつけるもの	壁面から突出するもの	屋上に設置するもの	屋上広告塔	柱に直接塗装又は貼付するもの	柱から突出して取付けるもの
施行規則	同一壁面面積の1/3以下	最大突出幅2m以下	高さが建築物の2/3以下	同左	(電柱) 縦1.5m以下	(電柱) 大きさ 縦1.2m以下 横0.45m以下
神戸市 景観計画	取付物件 1 個につき ①住居系地域30㎡以下 ②商工系地域70㎡以下	道路への突出幅は1m以下 (ただし、地上からの高さ10m以上のものは突出幅1.5m以下)	・高さ ①住居系地域10m以下 ②商工系地域20m以下		広告物の下端を電柱が地面に接する部分から1.8m以上離すこと	
	同一壁面に同一表示を複数掲出しないこと ただし、以下の場合は除く ①広告物間の距離が30m以上 ②歩行者の円滑な誘導のために低層階に掲出する場合	歩道上の高さ2.5m以上 車道上の高さ4.5m以上 表示面積（1面につき） ①住居系地域10㎡以下 ②商工系地域20㎡以下 (ただし、地上からの高さが10m以上の場合は30㎡以下)	・表示面積 広告物を表示している面の正面から投影された建築物の立面図の面積の1/2以下 建築物の屋上の区域からはみ出さないこと 脚部、骨組み等はルーバーの利用等により目立たないようにすること		(街灯) 大きさ 縦0.4m以下 広告物の下端を街灯柱が地面に接する部分から1.5m以上離すこと	(街灯) 大きさ 縦0.8m以下 横0.4m以下
	取り付ける壁面からはみ出さないこと				(共通) 1本につき1個	(共通) 1本につき1個 歩道上2.5m以上 車道上4.5m以上 柱との間隔0.15m以下
		*道路占用許可基準あり			*道路占用許可基準あり	*道路占用許可基準あり
神戸市景観計画に基づく景観計画の区域内においては、別途基準あり						
全ての広告物（共通） (1) 広告物等は、その周囲の景観と調和させること。 (2) 夜間に公衆に表示することを目的とする広告物又は夜間に公衆に広告物を掲出することを目的とする物件であっても、その周囲の昼間の美観を損なわないように注意すること。 (3) 広告物等は、信号機及び道路標識と紛らわしいものにしないこと。 (4) 既設の広告物には、他の広告物を併設しないこと。 (5) 広告物の表示又は掲出物件の設置によって、窓その他の建築物の開口部分をふさがないこと。 (6) 住居系地域においてネオン管その他の照明装置を広告物等に利用するときは、当該照明装置を点滅させないこと。 (7) 景勝地にあつては、広告物等は、自然の美観を損なわない意匠及び色彩とすること。 (8) 広告物等は、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画に即したものとすること。 (9) 神戸市都市景観条例に規定する都市景観形成地域において、景観形成基準が定められた場合には、広告物等を当該基準に則したものとしよう努めること。 * 住居系地域 第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、 第1・2種住居地域、市街化調整区域 商工系地域 準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域						

広告板	広告塔	鉄道・道路沿線の広告				
		沿線の制限区域の範囲	面積制限	道路又は道路からの距離	相互の距離	自家広告の除外基準
(地上広告物) ＜非自家用＞ ①住居系地域 ・高さ10m以下 ・表示面積10㎡以下 ②商工系地域 ・高さ15m以下 ・表示面積30㎡以下 ③広告物等景観保全地区 ■高速道路等インターチェンジ周辺広告物等景観保全地区 1. 広告物の相互間距離は5m以上とすること 2. 信号機及び道路標識からの距離は5m以上とすること 3. 彩度10以上の色数は2色以下とすること 4. 広告物が複数掲出される場合は集合化に努めること 5. 神戸市景観計画の景観計画区域全域（重点地域及び重点地区を除く）における「屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項」に示す景観形成基準及び夜間景観形成基準を満たすこと	＜自家用＞ ①住居系地域 ・高さ15m以下 ・表示面積20㎡以下 ②商工系地域 ・高さ20m以下 ・表示面積40㎡以下	阪神高速3号神戸線 第二神明道路 県道高速湾岸線 上記以外的高速自動車道、自動車専用道路 阪急電車神戸線		道路の両端から外側に向かって50mの区域かつ道路面より上方～15mの区域 禁止 道路の両端から外側に向かって100mの区域かつ道路面より上方の区域 禁止（商工系地域を除く） 道路の両端から外側に向かって200mの区域かつ道路面より上方の区域 禁止 道路の両端から外側に向かって200mの区域かつ道路面より上方の区域 禁止（商工系地域を除く） 六甲駅～芦屋駅の境で線路の北側にある区域 禁止		禁止区域内7㎡以下 その他の区域10㎡以下
神戸市景観計画に基づく景観計画の区域内においては、別途基準あり						